

家計急変世帯における「住民税非課税水準に相当する額」（目安）

申請した時点の世帯における世帯全員の収入（給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金収入（非課税の遺族年金や障害年金等は除く。））について、それぞれ判定を行います。令和３年１月から令和４年９月までの任意の１か月の収入を年収に換算して判定します。

また、時期によっては、令和３年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票等の写しによって判定する場合があります。

※ 任意の１か月の収入（または所得）×１２（＝年間収入見込額）が下の表の非課税相当収入（または所得）限度額を下回る必要があります。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身または扶養親族がいない場合	93.0 万円	38.0 万円
配偶者・扶養親族（１名）を扶養している場合	137.8 万円	82.8 万円
配偶者・扶養親族（計２名）を扶養している場合	168.0 万円	110.8 万円
配偶者・扶養親族（計３名）を扶養している場合	209.7 万円	138.8 万円
配偶者・扶養親族（計４名）を扶養している場合	249.7 万円	166.8 万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3 万円	135.0 万円